



TOKIO MARINE  
NICHIDO

## 2019 年度 奴隷労働および人身取引に関する声明 (仮訳)

### この声明について

東京海上日動火災保険株式会社(以下、「TMNF」という。)は、東京海上ホールディングス株式会社(以下、「TMHD」という。)の子会社です。TMNF は、他の東京海上グループ会社とともに英国を含む様々な国・地域において事業を行っています。TMNF は、2015 年英国現代奴隷法第 54 条の規定に基づき奴隷労働および人身取引に関する声明(以下、「本声明」という。)を、自社ホームページにおいて公表するものです。

本声明は、TMNF の経営会議において承認され、専務取締役 半田禎によって署名されています。

### 声明

東京海上グループは、親会社である TMHD の下、TMNF を含む子会社 219 社および関連会社 20 社より構成され(2020 年 3 月 31 日現在)、国内損害保険事業、国内生命保険事業、海外保険事業および金融・一般事業を営んでいます。

更なる情報は次のサイトでご覧いただけます。

[www.tokiomarinehd.com/en/company/about/](http://www.tokiomarinehd.com/en/company/about/)

東京海上グループのサプライチェーンは、調達先と外部委託先を含むビジネスパートナーからなります。

私たちは、ロンドンとそれ以外の地域における業務活動を維持・支援するために必要となる商品・サービスのために、調達先と外部委託先を利用しています。東京海上グループは、主に保険と保険関連事業を営んでおり、物の生産者、製造業者または販売業者として行動することは、原則、ありません。

東京海上グループは、「良き企業市民として公正な経営を貫き、広く社会の発展に貢献します。」というグループ経営理念を策定しています。

更なる情報は次のサイトでご覧いただけます。

[www.tokiomarinehd.com/en/company/philosophy.html](http://www.tokiomarinehd.com/en/company/philosophy.html)

東京海上グループは、経営理念の実践にあたって、社会的責任の観点で求められる行動原則として「東京海上グループサステナビリティ憲章」を策定し、お客様、株主・投資家、代理店、取引先、社員、地域・社会の全ての人々の人権を尊重していくこととしています。

TMHD は、世界人権宣言や OECD 多国籍企業行動指針、ILO 中核的労働基準、国連「ビジネスと人権に関する指導原則(ラギーフレームワーク)」ISO26000 を支持・尊重し、国連グローバル・コンパクトに署名しています。



TOKIO MARINE  
NICHIDO

東京海上グループは、人権にかかる国際的な行動原則・ガイドラインを十分に理解し、社会的責任にかかるイニシアティブへの参加・貢献を通じ、持続可能な社会の実現に向けて役割を果たしていきます。

日々の業務運営のなかで最優先すべき重要事項をまとめた「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」では、役員・社員は、法令遵守と社会規範にもとることのない誠実かつ公正な活動を遂行し、公正な事業活動を行うこととしています。また、世界各国・地域に共通する Human Resource (人的マネジメント) に対する普遍的な理念・考え方として「Tokio Marine HR Policy」を策定しています。

TMNF は、社会的責任の観点から、取引活動を行ううえで遵守すべき事項として「取引における行動指針」を策定しています。

親会社である TMHD は、TMNF を含むグループ会社の業務運営に対して、コンプライアンス・リスク管理の取り組みを定期的にモニタリングしています。

バリューチェーンと一体となった社会的責任の実践するために、TMNF は「取引における行動指針」を策定し、取引額 100 万円以上の新規取引先 (調達先・外部委託先。ただし保険代理店を除きます。) に交付しています。それは、取引先に対して「法令等・社会規範の遵守」「公平・公正な取引の推進」「情報管理の徹底」「環境への配慮」「信頼関係の強化」への取り組み推進を要請しています。

東京海上グループでは、役員・社員がコンプライアンス上の問題事案およびその可能性のある事案を発見した場合には、「東京海上グループ コンプライアンス基準」に基づき、直ちに職制を通じて報告・相談することを義務としていますが、役員・社員が職制を通じて報告・相談することが適当でない場合に備えて、社内・社外の専門担当者が受付ける社内・社外相談窓口 (ホットライン) を設置しています。

TMNF では、専任部署 (人事企画部人権啓発・ダイバーシティ推進室) にて、毎年「人権関連 基本方針・施策」を策定し、全ての部署における人権関連の取り組みを実施し、それらの効果を評価しています。

東京海上グループ会社は、定期的に行われる新入社員研修を含む様々な研修プログラムや全社員およびともに働く全ての人に参加する職場内での人権啓発研修を実施し、奴隷労働、人身取引、差別および／またはハラスメントのない活力ある企業文化を醸成しています。

2020 年 9 月 30 日

東京海上日動火災保険株式会社  
専務取締役 半田 禎